



県内市町における宅地内土砂等の撤去に係る対応方針等について

平成30年8月3日  
危機管理課

1 趣旨

平成30年7月豪雨に係る宅地内の土砂等の撤去について、雄積土砂排除事業（国土交通省所管）や災害時廃棄物処理事業（環境省所管）などを活用し、市町において実施するよう、平成30年7月24日付けで県から各市町に対し、通知したところであるが、各市町における宅地内土砂等の撤去に係る方針等について、次のとおりとりまとめた。

2 各市町の方針等（平成30年8月2日 12時現在）

(1) 撤去方針

区分	市町数	備考
市町で撤去する（※1）	16	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、東広島市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町
市町での撤去を検討中	3	三次市、大竹市、廿日市市
市町で撤去しない（※2）	3	安芸太田町、北広島町、世羅町
その他（※3）	1	神石高原町
計	23	

※1 撤去予定も含む。  
 ※2 対象となる宅地等がないため、町で撤去する必要がない。  
 ※3 国の補助要件に該当しないため、町単費での補助制度を検討中。

(2) 災害等廃棄物処理事業（環境省所管）の活用による個人への償還制度の創設

区分	市町数	備考
創設する（※1）	14	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、庄原市、東広島市、安芸高田市、江田島市、府中町、熊野町、坂町、大崎上島町
創設を検討中	4	府中市、三次市、大竹市、海田町
創設しない（※2）	4	廿日市市、安芸太田町、北広島町、世羅町
その他（※3）	1	神石高原町
計	23	

※1 創設予定も含む。  
 ※2 対象となる宅地等がない。  
 ※3 国の補助要件に該当しない。

3 今後の取組

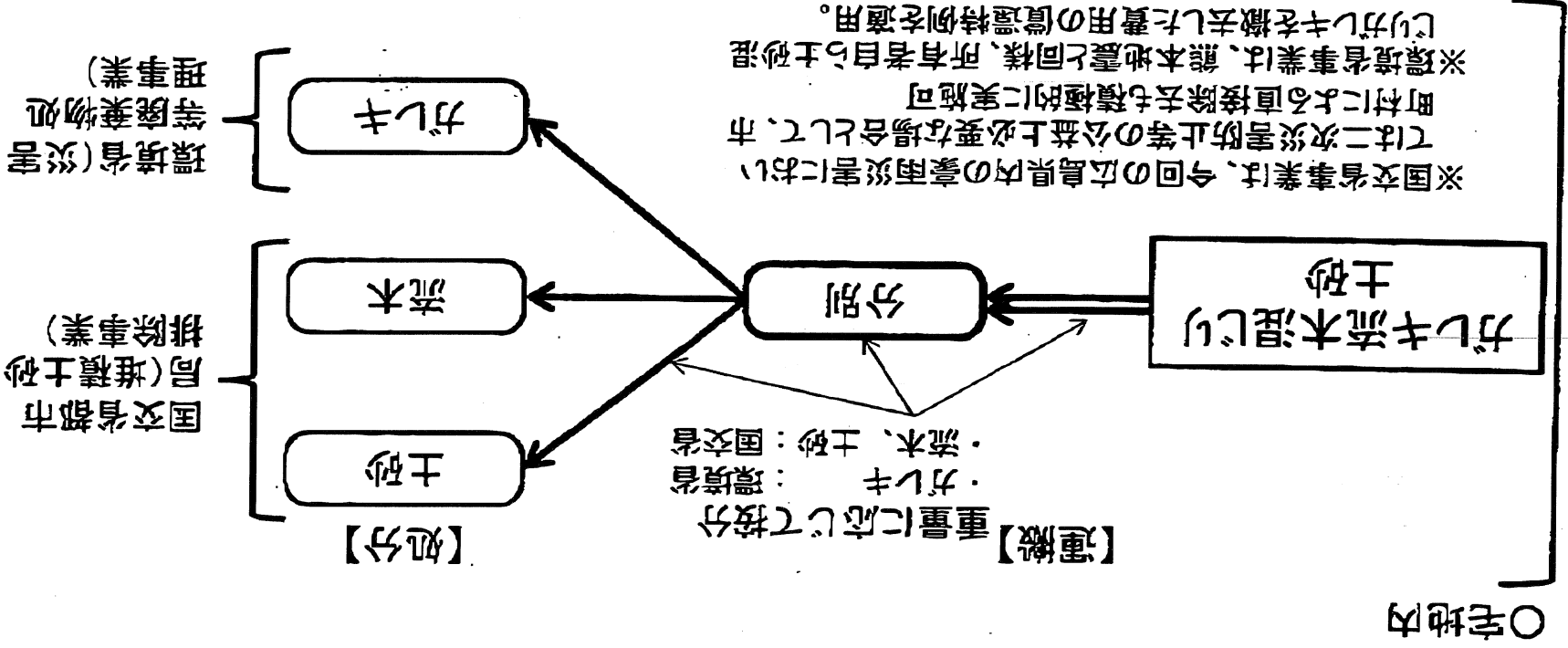
市町での撤去方針及び償還制度の創設を検討している市町に対し、課題等の把握と、その解消を図り、早期の方針決定がされるよう、引き続き、国と連携して、事業支援を行う。

○宅地内土砂等の撤去に係る対応方針等について

NO	市町名	宅地内の土砂等撤去の対応状況				参考：住家被害の状況 (6/1 13時現在)					
		宅地内の土砂撤去の対応方針	・市町で宅地内の土砂等を撤去しない理由 ・撤去の問題を制限する理由の理由	災害対策本部が処理制度における償還	償還制度を創設しない理由	全壊	半壊	一部損壊	床上 浸水 床下 浸水	合計	
1	広島市	市において、民有地内の堆積土砂等を撤去する。(ただし、家屋内の土砂等については対象外)	重機が入れないことや、家屋に損傷を与える場合はボンプアップでの除去をお願いし、家屋内については、対象外としている。	創設する。	—	120	233	68	1,418	1,849	
2	周市	要件を満たすものについて、市において宅地内の堆積土砂等を撤去する。(ただし、家屋内の土砂等については対象外)	家の中の土砂量じりがれきりについては、費の外に出しているだけで併せて撤去することとしているため。	創設する。	—	187	646	832	435	2,110	
3	竹原市	市において、民有地内の堆積土砂等を撤去する。(ただし、家屋内の土砂等については対象外)	家屋に損傷を与える場合を考慮し、持ち主での撤工をお願いし、家屋内の堆積土砂等については、敷地内に出た場合は、敷地内に出た場合を対象としている。	創設する。	—	8	—	—	974	982	
4	三原市	市において、民有地内の堆積土砂等を撤去する。(ただし、家屋内の土砂等については対象外)	—	創設する。	—	148	—	—	2,816	2,762	
5	尾道市	市において民有地内の土砂の量じりがれき等を撤去する予定。	—	創設する予定。	—	16	8	242	294	560	
6	福山市	市において、民有地内の堆積土砂等を撤去する。(状況により、家屋内の土砂等についても対象とする)	—	創設する。	—	13	60	—	2,005	2,078	
7	府中市	市において、民有地内の堆積土砂等を撤去する。(ただし、家屋内の土砂等については対象外)	家屋に損傷を与える場合を考慮し、持ち主での撤工をお願いし、家屋内については、対象外としている。	制度創設の方向で検討中であるが、昨日までの詳細等は未定。	—	3	—	—	224	227	
8	三次市	焼酎中	—	検討中	—	—	—	—	7	480	487
9	庄原市	・災害救助法の指定を受け、住居内の障害物(土砂含む)撤去について、ニーズを精査し、必要に応じて実施する。 ・宅地内のがれき量(じり土砂)について、所有者が撤去した費用を、償還制度を創設し補助する方向で検討中。 ※負担から期間が経過し宅地内土砂等も相当撤去が進んでおり、ニーズも考慮しながら検討していること。	—	創設する予定。	—	2	19	58	257	346	
10	大竹市	現在土、民有地内の堆積土砂等の撤去はしないが、市指定場所への運搬があれば市が、処分を行うこととしている。(環境省の事業の費用については検討中。)	—	検討中	—	—	—	—	38	38	

NO	市町名	宅地内の土砂等撤去の対応状況				参考：住家被害の状況 (8/1 13時現在)				
		宅地内の土砂撤去の対応方針	市町で宅地内の土砂等撤去しない理由・撤去の遅延を制限する理由	災害等廃棄物処理制度の創設	償還制度を創設しない理由	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
11	東広島市	災害救助法を活用し、土石流や河川の氾濫により流れ出した崩れ木や地石が倒れている土砂等が埋積している宅地については、市で撤去して等廃棄物処理事業についても活用する予定としている。	—	創設する予定。	—	25	36	413	474	
12	廿日市市	検討中	—	創設しない。	活用する事例がない。		3	4	7	
13	安芸高田市	市において、対応する予定。	対象となる箇所は1棟のみ、所有者等が市による解体を希望する場合に土砂等を市が撤去する。	必要に応じて、創設する予定。	対象となる箇所は1棟のみ、所有者等が自ら解体する場合には償還制度を創設する。	1	1	114	116	
14	江田島市	市において宅地内の土砂湿じりかれきを撤去する。(ただし、土砂のみ撤去は、撤去費用について、補助金制度を設ける。)	—	創設する。	—	8	8	38	382	414
16	府中町	市において住家敷地内に埋積した土砂を撤去する。	—	創設する予定。	—	2	18	39	48	105
18	瀬田町	市において、農用地内の堆積土砂等を撤去する。(ただし、家屋内の土砂等については対象外)	要員に損傷を与える場合を考慮し、持ち主での撤去をお願いし、家屋内については、対象外としている。	検討中	—	7	35	11	277	330
17	瀬野町	市において、農用地内の堆積土砂等を撤去する。(ただし、家屋内の土砂等については対象外)	要員に損傷を与える場合を考慮し、持ち主での撤去をお願いし、家屋内については、対象外としている。	創設する。	—	24	21	18	51	114
18	坂町	市において、農用地内の堆積土砂等を撤去する。(ただし、家屋内の土砂等については検討中)	—	創設する。	—	185	687	108	988	
19	安芸太田町	市において、農用地内の堆積土砂等を撤去しない。	対象となる宅地等がないため。	創設しない。	対象となる宅地等がないため。			1	1	
20	北広島町	市として、農用地内の堆積土砂等を撤去しない。	対象となる宅地等がないため。	創設しない。	対象となる宅地等がないため。			2	8	10
21	大田上島町	市において、住宅に土砂等が当たっている宅地の土砂等を撤去する。住宅に被害のない宅地の土砂等の撤去については補助制度を後計中。	—	創設する。	—	1		6	114	121
22	世羅町	市において、農用地内の堆積土砂等を撤去しない。	早期に林ラフナイア対応で完了したため。	創設しない。	対象となる宅地等がないため。	3	1	8	57	67
23	神石高原町	町単費での補助制度を検討中。	対象となる箇所が土砂のみであり、また、町内で発生していることから、国の補助要件に該当しないため。	創設しない。	対象となる箇所が土砂のみであり、また、国の補助要件に該当しないため。		4	12		16

堆積土砂等の事業活用例(環境省事業と国交省事業を併用する場合)



- ・各事業は、査定前着工可
- ・事前にどの事業でやるかを決定し、契約・業者等を分ける必要はなく、一体で実施可(災害復旧事業も一体で実施可)
- ・事後的に、災害査定申請において、分類すればよい
- ・堆積土砂の堆積厚の証拠(高さが分かる写真、計測)を残しておくことが必要
- ・申請のワンストップ化を実施予定(環境省又は国交省のどちらか一方に申請持ち込み可)

宅地内の土砂等の撤去に関する事業等について

H30.7.24 危機管理課 宅地内土砂撤去担当

事業名等	所管省庁	対象	適用対象となる土砂等の種類	田舎撤去			負担割合	実施主体	個人負担による負担の可否
②堆積土砂排除事業 (都市災害復旧事業国庫補助)	国土交通省	市町村の市街地において、次のいずれかを満たす場合 ・堆積土砂の総量が30,000㎡以上 ・一団をなす堆積土砂が2,000㎡以上 ・50m以内の間隔で連続する土砂が2,000㎡以上	土砂のみ (泥土、砂礫、岩石、樹木等含)	宅地から の除去	集積場への運搬	処分場への運搬	国 1/2, 市町 1/2 (激甚災害指定時) 市町 0.8%程度	市町	×
③災害廃棄物処理事業 (廃掃法に基づく国庫補助)	環境省	・土砂混じりがれきが宅地内に流入した等の被害を受けた住家 ・半壊(壊)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去できない者	全壊や半壊した自宅の破片やがれき、宅地内に堆積した土砂混じりのがれき(全壊家屋の撤去は可。) ※土砂のみでは補助対象とならない	△ ・住家内及び住家の入口が閉ざされている場合の玄関回り等(床上浸水や住家に被害がない場合でも、玄関周りや私道に障害物があり、住家に入れない場合も対象)	○	○	国 1/2, 市町 1/2 (激甚災害指定時) 市町 4.3% 一部経費は対象外。	市町 (特例により、個人も可)	○ (※2)
障害物の除去 参考 (災害救助法)	内閣府	・居住する市町が災害救助法の適用を受けており、 ・半壊(壊)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去できない者	土石、竹林等	△ ・住家内及び住家の入口が閉ざされている場合の玄関回り等(床上浸水や住家に被害がない場合でも、玄関周りや私道に障害物があり、住家に入れない場合も対象)	○	○	国 1/2, 県 1/2 (※1国庫負担)	都道府県 (事務委託を受けた場合は市町)	×

※1 7普通税収入見込額の2/100以下の部分 50/100、1普通税収入見込額の2/100をこえ4/100以下の部分 80/100、4普通税収入見込額の4/100をこえる部分 90/100  
※2 環境省からの平成30年7月20日付事務連絡で示された手続及びその他必要書類が揃えられている場合には補助対象となり得る。

# 堆積土砂・ガシキ排除の活用事業の考え方

(適用検討順序)

① 災害復旧事業  
の適用範囲の検討

② 市町村負担額  
の比較的小さい  
堆積土砂排除事業  
の適用検討

③ 堆積土砂排除  
事業の適用範囲外  
は、災害等廃棄物  
処理事業で対応

④ ボランティアの  
活用

・道路、河川等公共土木施設等の復旧のための土砂排除  
・負担率2/3、実質地方負担(激甚災害):0.8%程度

・市街地の宅地内に堆積した土砂、流木等の排除  
・今回の広島県内の豪雨災害においては二次災害防止等の公益上必要  
な場合として、市町村による宅地内の直接除去も可能  
・補助率1/2、実質地方負担(激甚災害):0.8%程度  
※堆積土砂量が都市計画区域内で3万㎡以上又は一回で2,000㎡以上  
※所有者自らが撤去した費用は対象外

・土砂混じりガシキの撤去(土砂のみの宅地は対象外)  
・補助率1/2、実質地方負担(激甚災害):4.3%  
※熊本地震と同様、所有者自ら土砂混じりガシキを撤去した費用の償還  
特例を適用

①~③の事業を適用できない宅地については、ボランティアセンターで、  
対象家屋を重点的に投入することを調整

【参考】災害救助法における「障害物の除去」は、半壊又は床上浸水した住家であって、自力では当該障害物を除去  
できない者を対象として、日常生活上欠くことができない場所の障害物の除去を、都道府県(事務委任を受け  
た場合は市町村)が業者に委託(単体の発注)する場合のみ対象となる。

**被災した家屋の解体・撤去を、所有者の申請に基づき、  
市が所有者に代わって行います。**

倉敷市では、平成30年7月豪雨災害により損壊（半壊以上）した市内の被災建築物及び被災工作物等について、当該被災建造物の所有者の申請に応じ、市が災害廃棄物として除去を実施することにより、生活環境を保全するとともに、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図ります。

**☆市に解体撤去を依頼する場合（公費解体）**

申し込み開始時期 平成30年9月上旬（予定）

申し込み締め切り 平成31年3月31日（日）まで

※申請状況により、受付期間を延長する場合があります。

申し込みに必要な書類

- ・申請書
- ・り災証明の写し（半壊以上の判定があるもの）
- ・登記簿抄本（現在の建物所有者が記載されているもの）または固定資産税納税証明書
- ・建物配置図
- ・対象となる建物の被災状況がわかる写真等

相続登記をしていない場合、共有者がいる場合、抵当権が設定されている場合等は、追加の資料が必要です。

詳細につきましては、「倉敷市公費解体コールセンター」までお問い合わせください。

【8月6日（月）午前10時からコールセンターを開設いたします】

倉敷市公費解体コールセンター（年中無休 ただし年末年始を除く）

【電話番号】 0120-262-233

【受付時間】 午前8時30分～午後5時

**☆個人で先行して解体・撤去し、費用の償還を申請する場合（自費解体）**

すでに個人で費用を負担して、解体・撤去した家屋についても、本制度の対象となります。

申請の受付は、倉敷市役所1階展示ホールで行います。

申し込み開始時期 平成30年8月6日（月）

申し込み締め切り 平成31年3月31日（日）まで

家屋の一部のみの解体は本制度の対象となりません。

家屋の一部のみの解体やリフォームは、本制度の対象外です。

※個人で先行して解体撤去した場合、市が定めた基準額が償還額の上限になります。  
撤去費用が全額償還できない場合がありますので、ご了承ください。

被災した家屋等の解体・撤去に際して注意していただきたいこと

#### 【共通事項】

- ・解体・撤去は地上より上の建物部分と基礎が対象となります。地中の埋設物、庭木、ブロック塀、敷地内のコンクリート撤去や整地費などは原則として対象となりません（解体作業上、必要最小限の撤去を除く。）。
- ・申請は家屋等の所有者が行ってください。所有者が亡くなっており、相続登記未了の場合は、法定相続人全員の同意書が必要になります。（「遺産分割協議書」など公正証書の写しでも構いません）
- ・解体する建物に抵当権などが付いている場合は、権利者の同意書が必要になります。（既に完済されている場合などで、「抵当権解除証書」があればその写しでも構いません）

#### 【市に解体を依頼する場合の留意事項】

- ・申し込み後、申請者と市及び解体業者が事前立会いを行います。
- ・電気、ガス等ライフラインの停止手続きを行ってください。また、必要に応じて浄化槽汚泥、し尿の抜き取り等を行ってください。
- ・建物内の残置ごみ（本、雑誌等の紙類・生ごみ・プラスチック製品・ビニール類・衣類・履物など）は、事前に申請者が回収し、市指定の仮置場に搬入してください。また、貴重品など必要な家財等は、解体前に申請者で回収してください。
- ・建物内の残置ごみや貴重品の回収がされていない場合は、解体作業を開始できない場合がありますので、事前に回収・処分をお願いします。
- ・建物内の片付けに要する費用は補助の対象にならない場合がありますので、事前に回収・処分されていない場合、別費用が発生することがありますので十分に留意願います。
- ・庭木、庭石の類（及び地下埋設物、地下構造物の撤去については、補助の対象になりませんのでご了承ください）。